

発 言 通 告 書

令和 8 年 9 月 10 日

松山市議会議員 大 塚 啓 史 殿

松山市議会議員 梶 原 時 義

次のとおり通告します。

発言順位	1 9	受領日時	9 月 10 日 午前・午後 11 時 55 分	2 枚中 1 枚目
質問等の方式	一問一答方式 ・ 一括方式			発言時間 約 25 分
答弁を求める者	・市長 ・教育長 ・選挙管理委員会委員長 ・公平委員会委員長 ・農業委員会会長 ・監査委員 ・公営企業管理者			

No	件 名	発 言 の 要 旨
1	高松高裁において本市の生活保護費減額処分は違法との判断が下され、控訴が棄却されたことについて市長は原告に対し、誠意をもって謝罪し、お礼を述べてはどうか	(1) 昨年 6 月 27 日に最高裁は生活保護基準の引下げは違法との判決を下していたが、松山地裁で敗訴していた本市が高松高裁への控訴の取下げを行わなかった理由は何か。 また、判断を遅らせたことが、弁護士費用として無駄に税金をつぎ込むことになったと考えるが、1 年間の弁護士費用は幾らになるのか。 (2) 高松高裁は生活保護法に違反するとして処分を取り消した 1 審の松山地裁判決を支持し、本年 6 月 26 日に本市の控訴を棄却した。 最高裁判決でも生活保護費の引下げは違法と判断されているにもかかわらず、判決を受け入れず控訴したことを含め、受給者である原告の 10 年間の苦痛に対し、補償もしかり、まずは政策の間違いを認めた上で市長自ら謝罪し、原告に対し、生活保護法違反の状態が正されたことについてお礼を述べてはどうか。
2	日本一高いバス代のまちを返上するべく、知恵と工夫が必要ではないか	(1) 総務省が公表した 2026 年 4 月時点における 7 キロメートル当たりの本市のバス代は 680 円で、都道府県庁所在地や人口 15 万人以上の 81 都市の中で最高だった。同じ四国の高松市より 180 円、高知市より 230 円、徳島市より 290 円、今治市に至っては 300 円も高く、日本一高いバス代を払わなければ移動できない現実を、どのように捉えているのか。 また、市長は民間企業の決めることとして関与できないとしているが、公共交通機関としている以上、積極的に関わり、バス代引下げに特化した事業者との話し合いを行うべきではないか。 (2) 日本一高いバス代を本市行政が放置していることが、中心商店街のシャッター街化に拍車をかけていると言っても過言ではなく、高くて市民が使えないバスは存在価値が低いと考える。昼間の空バス対策を含め、低額バスやシルバーバスの導入など、知恵と工夫をもって、誰もが利用しやすいバスの確保が急がれると思うがどうか。

